# 川崎市自治基本条例の構造図

前文

- ・ 私たち市民は,地域社会の抱える課題を解決する主体であることを確認するともに,信託した市政が,私たちの意思を反映して行われるよう,その運営に主体的に参加し,また,国や県と対等な立場で相互協力の関係に立って,自律的運営を図り,自治体としての自立を確保する必要があります。
- ・ 市民自治の基本理念を確認し,情報共有,参加及び協働を自治運営の基本原則として,行政運営,区の在り方,自 治に関する制度等の基本を定め,市民自治を確立するため,条例を制定します。
- ・ 私たち市民は,人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求し,市民としての誇りを持ち,一人ひとりの人権が尊重される「活力とうるおいのある市民都市・川崎」の創造を目指します。

# 1 目的

自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し,市民,議会,市長等の役割・責務等を明らかにするとともに,行政運営,区の在り方,自治運営の基本原則に基づく制度等の基本を定めることにより,市民自治を確立すること

# 2 条例の位置づけ等 本市の自治の基本を定める最高規範

3 定義 「市民」,「参加」,「協働」を定義

総則

# 4 基本理念

- ・ 市民は,地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として,その総意によって市を設立し,地域社会における自治の一部を信託していること。
- ・ 市民は,市政に自ら主体的に関わることにより,個人の尊厳と自由が尊重され,市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。
- ・ 市は,国・県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り,自治体の自立を確保すること。

### 5 自治運営の基本原則

- ・ 市民と市 「情報共有の原則」、「参加の原則」、「協働の原則」
- ・ 市 参加,協働をしないことによって,市民が特別の不利益を受けることのないようにします。

自治運営を担う主体の役割

責

務

等

# 6 市民の権利

- ・ 幸福追求に対する権利が保障され, 自己実現を図ることができる。
- ・ 自治運営のため,
  - 「市政に関する情報を知ること」, 「政策形成等の過程に参加すること」,
  - 「市政に対する提案をすること」,
  - 「行政サービスを受けること」 ができる。

# 7 市民の責務

- ・ 互いの自由と人格の尊重
- 発言と行動への責任
- ・ 持続可能な地域社会を構築
- ・ 市政運営に伴う負担の分担
- 8 事業者の社会的責任
- 9 コミュニティの尊重等

議会

- 10 議会の設置
- 11 議会の権限 及び責務
- 12 議員の責務

市長

- 13 市長の設置
- 14 市長等の権 限,責務等

行政運営等

- 15 行政運営の基本等
- 16 財政運営等
- 17 評価
- 18 苦情,不服等に対する措置

X

- 19 区及び区役所の設置
- 20 区長の設置及び役割
- 21 必要な組織の整備等
- 2 2 区民会議

則に基づく制度等自治運営の基本原

情報共有による自治運営

- 2 3 情報提供
- 2.4 情報公開
- 25 個人情報
- 26 会議公開
- 27 情報共有の手法等の整備

参加及び協働による自治運営

- 28 多様な参加機会の整備等
- 29 審議会等の市民委員の公募
- 30 パブリックコメント手続
- 3 1 住民投票制度
- 32 協働推進の施策整備等

33 自治運営の制度当のあり方についての調査審議

35 国や他の自治体との関係

私たちが良好な環境を維持しながら真に文化的にしあわせに暮らすためには,この地に住み,学

び、活動するすべての人々が自律した存在として尊重されるとともに、守るべきもの、育むべきも

自治の基本理念としての協働・協治の考え方,区民・地域活動団体・非営利活動団体・事業者の権利・責務,区の 責務を明らかにするとともに,協働・協治の基本的事項を定めることにより,豊かな地域社会を実現すること

### 2 定義

「各主体」,「区民等」,「区民」,「地域活動団体」,「非営利活動団体」,「事業者」,「区」,「協働・協治」を定義

# 3 自治の理念(協働・協治)

各主体は、協働・協治の考え方に基づき、相互に理解を深め、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、助け合い ながら自主的・自律的に活動を行う。

# 基本原則

4 参画と協力 5 情報共有 6 対等な立場の尊重 7 自己決定・自己責任 (各主体が活動するに当たっての原則)

# X 民 等 の 権利 責務

# 8 区民の権利

- 地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参 画する権利を有する。
- 地域の課題を解決するための活動に関する情報を求 めることができる。

- 9 区民の責務
- 地域の課題を解決するための活動に自主的な判断に より参画する。
- 自主的・自律的な活動を行うとともに,自らの発言 及び行動に責任を持つ。

- 10 地域活動団体の権利
- 11 地域活動団体の責務
- 12 非営利活動団体の権利
  - 非営利活動団体の責務
- 14 事業者の権利
- 15 事業者の責務

# $\overline{X}$ の 責務

### 16 区の基本的役割

- 必要な施策を最少の経費と最大の効果で実施
- 区の機関は,協働・協治の社会の実現
- 持続可能で健全な区政を実現

# 17 保証役としての役割

区民等により公共的サービスの提供が適正に行われる よう保証

18 調整役としての役割 区民等の間の調整

19 地域の担い手支援

# X 議 会 の 責 務

# 区議会の責務

- 20 区議会の基本的事項
- 21 区議会の責務
- 22 情報の共有と説明責任
- 23 区民参加と活性化
- 24 区議会議員の責務

# 執行機関の責務

- 25 執行機関等の基本的事項
- 26 執行機関の責務
- 27 情報の共有と説明責任
- 28 政策立案・実施・評価の各団体への区民等の参画
- 29 区長の責務 30 職員の責務

# 情報の公開

区政に関する情報の公開 32 区民の説明責任 33 区民等の情報公開 34 区民等の説明責任 3 1

# 協治の

協

働

推進

# 参画

- 35 区への提案制度
- 36 各主体相互の 活動への参画

# 参画

37 区の政策等の周知

行機関の責務

- 3 8 区民等の意見表明
- 39 住民投票

# 協働・協治の推進体制

- 40 社会資源の活用等
- 41 区民の人々との連携・協力
- 42 協働・協治の推進の仕組み
- 区における条例の尊重義務

# 豊田市まちづくり基本条例の構造図

前 文

わたくしたちのまち豊田市は、これまで培ってきたかけがえのない多様な地域性を生かし合いながら、都市と農山 村とが共生するまちづくりを進めています。このまちで、わたくしたちは、豊田市民の誓いをみちしるべとしながら、 共に学び、共に働き、安心して豊かに暮らしたいと願っています。

これからも、子どもから高齢者までのだれもがまちづくりの担い手となって、共働によるまちづくりを推進し、自 立した地域社会の実現を目指すことを自治の基本理念におき、ここに豊田市まちづくり基本条例を制定します。

総則

### 1 日的

まちづくりの基本的な原則を確認し、市民の権利及び責務並びに議会及び執行機関の責務を明らかにするとともに、 参画と協働及び市政運営の基本事項を定めることにより ,市民による自治の確立を図り ,自律した地域社会の実現を図

2 定義

「市民」,「執行機関」を定義

3 条例の位置付け

他の条例・規則等の制定・改定に当たっては,この条例の趣旨を尊重し,整合 をとる。

のま の基本原則 あちづくり

4 市政への参画 (執行機関の責務)

協働によるまちづくり 5

6 情報の共有

7 説明責任

(執行機関の責務)

# 8 市民の権利

- 市政に参画すること
- 市政に関する情報を知ること
- 行政サービスを受けること

# 9 市民の責務

- 公共の利益・地域社会の発展への寄与
- お互いの活動の尊重,発言と行動に責任を持つ
- 行政サービスに伴う負担の分担
- 事業者は、環境に配慮し、地域社会と調和する等、まちづくりに寄与 するよう努める。

自治運 営を担う主

- 議会の責務 1 0
- 市民の意思の反映
- 市政運営の調査, 監視
- 政策立案機能
- 1 1 議員の責務
- 公正・誠実な職 務遂行
- 12 市長等の責務
- ・市長…公正・誠実な市 政経営
- ・執行機関...誠実な事務 遂行,職員の育成
- 13 職員の責務
- ・公正・誠実な職務遂行
- ·知識習得,能力向上
- ・協働によるまちづくり の推進に配慮

参 画 と協 働

- 14 市民の参画の推進
- 市民の参画機会の整備
- パブリックコメント
- 附属機関等への市民参画
  - 1 5 住民投票
  - 16 協働の推進

# 17 都市内分権

- ・市は,地域の住民の意思を市政に反映するとともに,地域のことは地域の住 民が自ら考え実行するための施策を講じる。
  - 18 地域自治区
- ・市は,都市内分権を推進するため,市長に属する事務の一部を担い,地域の 住民の意見を反映させつつこれを処理する地域自治区を設置する。

市 政 事項の 基 本

- 19 情報の取扱い
- 情報公開
- 個人情報保護
- 2 0 行政評価
- 2 1 財政運営
- 2 2 市民の要望の取扱
- ・迅速かつ誠実な応答
- 23 総合的な市政運営
- ・総合計画の策定等
- 24 執行機関の組織
- 25 行政手続
- 2 6 条例の制定及び法令の活用
- 2 7 法令の遵守
- 28 国及び他の地方公共団体との連携及び協力